

松くい虫防除の実施について

小値賀町産業振興課からのお知らせ

今年も松くい虫防除のための薬剤散布を下記のとおり行いますので、町民皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今回は、令和7年4月に発生しました壱岐沖でのヘリコプター墜落事故の影響により、例年、実施していましたヘリコプターによる空中散布が実施できないこととなりました。そのため今回は、小値賀町内全ての散布区域をドローンによる地上散布で行います。ドローンに積載できる薬剤量に限りがありますので、例年より日数を要することとなりますが、町民皆様方のご理解ご協力を重ねてお願いいたします。

1. なぜ行うのか

小値賀町の松林は、防風・防潮・魚つき林及び自然環境保全や景観形成など、町の産業と住民生活のための重要な役割を果たしております。平成29年度から松くい虫による大規模松枯れ被害が発生し、防風林としての役割を果たしていた松林が消失したことにより、令和2年度の台風9号10号では農業用施設を中心に大きな被害を受け、松林が持つ機能や役割の重要性を再認識することとなりました。

近年の松くい虫による松枯れ被害の拡大によって、防除の効果を疑問視する意見もあることは承知しておりますが、防除事業を中止したために、松林が全滅したという事例が全国で多数の報告があります。このため、有識者からも防除事業を継続して実施いくことが、松林の保全のためには必要不可欠であると言われております。

2. 薬剤散布の区域について

ドローンによる地上散布区域（散布予定面積 57.87ha）

防風林としての重要な松林（守るべき松林として区分された松林）及び
学校や民家付近等の空中散布で実施できない区域にある松林

3. 使用薬剤及び散布量

地上散布（ドローン） スミパイン乳剤 18倍液 1ha当たり 30ℓ散布

4. 防除作業の実施予定日時

地上散布 1回目5月下旬、2回目6月中旬

予定時間 学校周辺～庵ノ山…午前5:20頃～午前8:30頃まで

その他の区域…午前8:30頃～午後5:00頃まで

※日程の決定変更は、防災行政無線等で随時お知らせします。

5. 住民への広報について

防除作業当日の天候条件による日程の変更、散布後の注意事項等については、その都度、防災行政無線及び広報車等によりお知らせします。

6. 薬剤散布の安全対策について

農薬取締法に基づく「地上散布用」の薬剤で定められた使用方法及び使用上の注意事項を厳守し、安全な散布に努め、住民などへの危被害防止には十分注意致します。

① 散布の気象条件

風速5m以下で、風向にも十分配慮して実施します。

② 一般住民への注意事項について

イ. 散布区域の松林内には、2週間は立入らないで下さい。なお、散布区域付近の公園など、人の集まる場所には、薬剤散布後2週間「立入禁止」の看板を設置します。

ロ. 散布区域付近の家屋では、散布中は窓を閉めて出来るだけ外出しないようにして下さい。

ハ. 散布地付近の道路を通行される方には、交通誘導等を行います。なお、薬剤がかからないようご注意ください。なお、万一薬剤が皮膚に付着した場合は、速やかに石鹸で洗い流して下さい。

ニ. 通学路についての散布時間帯は、登校時間を避けるように調整します。なお、やむをえず散布する場合は、係員を配置して一時通行止等の処置をとります。

ホ. 散布中は、散布区域付近には、駐車しないで下さい。万一、薬剤が車に付着した場合は、水で洗い流して下さい。

ヘ. 水産物に対する危被害防止については、養殖施設があるところでは、飛散に注意し、水質検査を実施します。また散布区域付近で鯉を飼っている泉水についてはムシロ等で覆いをして薬剤が入らないようにして下さい。

ト. 家畜に対する危被害防止として、散布区域付近の畜主は、散布中はドローンの騒音により牛が驚くことがありますので、畜舎の窓を締めて、十分管理して下さい。また、散布当日は、散布区域内に牛を入れることを避け、散布後2週間は放牧場への入牧・繋留も行わないで下さい。又、散布松林区域にある飼料についても2週間程度は給与しないで下さい。

7. 緊急時の医療体制等について

薬剤の飛散による事故、その他、万一の場合における被害者への対応として事前に消防署、町立診療所にお願ひし、緊急時の応急処置に備えます。

連絡先 役 場 TEL 56-3111 消防署 TEL 119
診療所 TEL 56-4111

8. その他

薬剤散布を行うにあたって、安全対策には、十分配慮し作業を進めるようにしております。

松くい虫防除に使用する薬剤（スミパインMC、スミパイン乳剤 主成分：スミチオン）は、人畜に対して低毒性の薬剤（普通物）ですが、人によっては薬剤による影響の程度が異なることから、万一、吐き気、下痢、腹痛、頭痛、めまい等の中毒症状が現れることがありましたら、下記の医療機関に連絡して適切な処置を受けて下さい。

小値賀町立診療所 TEL 56-4111

不明な点がある場合はご連絡下さい。（小値賀町役場産業振興課 56-3111）